

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(大雨・台風)

近年、局所的な豪雨や想定を上回る集中降雨の発生が増加傾向にあり、内水浸水や外水（洪水）氾濫の発生リスクが高まっており、本市においても被害が発生している。また、台風常襲地帯という気象的に厳しい自然条件のもとに置かれ、洪水の被害を受けやすい特質である。更に、沿岸部を抱える地形条件から、高潮、波浪被害を受けやすい特質があるため、河川災害、高潮災害による被害も予想される。

(洪水)

鹿児島県が管理する河川において、八房川と大里川が洪水浸水想定区域に指定されている。

(土砂災害)

当市の地質はおおむね第3紀洪積層に属し、北西の山地一帯（羽島、荒川、芹ヶ野）は、輝石安山岩を母岩とする風化土で、粘質壤土あるいは壤土であるが東部の冠岳地帯では山地が急峻で巨岩が山膚に累積し風化土を留めないところもある。五反田川流域の耕地一帯はシラス層に覆われており、このシラス層は下流に及ぶに従って地域を拡大している。大里、湊地域にもシラス台地が多く崩壊、地すべりの危険箇所が多い。また、五反田川下流域の一部、荒川川流域及び市街地付近の海岸線には砂丘その他砂質地が多い。従って、いったん豪雨に見舞われると田畑への土砂流入、埋没、流失等の災害を受けやすい地質である。

(地震・津波浸水)

当市において想定されている地震は、「県西部直下地震」と「甬島列島東方沖地震」がある。

県西部直下地震が発生した場合は最大震度7、甬島列島東方沖地震が発生した場合は震度6弱の揺れが想定されている。また、地震が発生した場合の最大津波は下表のとおりである。

設定地震	最大津波 到達時間	最大津波高
②県西部直下の地震（市来断層帯）	12分	3.14m
③甬島列島東方沖の地震	25分	7.30m

・当市直下にある市来断層帯で大規模地震が発生した場合、死者最大430名、建物被害：全壊6,400棟、半壊7,500棟、消失1,300棟と甚大な被害が発生することが予想されている。

・地震・津波発生による原子力災害については、「いちき串木野市地域防災計画」[4](#)「原子力災害対策」に従一的確な対応ができるように体制を整える。

・地震ハザードステーション（J-SHIS）の地震ハザードカルテによると、当市において震度5強以上の地震が今後30年間で6%以上の確率で発生するとされている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に大きな影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

【①いちき串木野商工会議所管内】

・商工業者数：978 事業所／小規模事業者数：853 事業所（2024年12月現在）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	農林漁業	11	2	
	鉱業、採石業、砂利採取業	4	2	
	建設業	166	163	
	製造業	85	67	
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	
	情報通信業	3	3	
	運輸業、郵便業	25	15	
	卸売業、小売業	259	213	
	金融業、保険業	19	12	
	不動産業、物品賃貸業	27	24	
	学術研究、専門・技術サービス業	25	24	
	宿泊業、飲食サービス業	89	83	
	生活関連サービス業、娯楽業	123	117	
	教育、学習支援業	21	19	
	医療、福祉	50	48	
	複合サービス業	6	4	
サービス業	62	55		
合 計		978	853	

【②市来商工会管内】

・商工業者数：201 事業所／小規模事業者数：169 事業所（2024年12月現在）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	農林漁業	2	2	
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
	建設業	42	42	
	製造業	35	26	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	
	情報通信業	1	0	
	運輸業、郵便業	11	6	
	卸売業、小売業	41	31	
	金融業、保険業	4	1	
	不動産業、物品賃貸業	5	5	
	学術研究、専門・技術サービス業	5	5	
	宿泊業、飲食サービス業	18	18	
	生活関連サービス業、娯楽業	16	13	
	教育、学習支援業	0	0	
	医療、福祉	0	0	
	複合サービス業	4	4	
サービス業	16	15		
合 計		201	169	

(3) これまでの取組

【①いちき串木野市の取組】

- ・地域防災計画の策定

いちき串木野市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき、いちき串木野市防災会議が作成する計画であって、市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧、復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産の保護を目的としており、必要に応じて更新している。

- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・防災マップの作成、配布、ホームページでの公開
- ・浸水センサーを設置
- ・公式LINEによる情報提供

【②いちき串木野商工会議所の取組】

- ・東京海上日動火災保険㈱鹿児島支店及び鹿児島県火災共済協同組合と連携し、市内事業所等へ損害保険への加入促進を行った。
- ・東京海上日動火災保険㈱鹿児島支店と連携し、BCP策定セミナーを開催した。（令和4年2月）
- ・会報掲載による事業継続力強化計画（BCP策定）の促進（毎年1回）
- ・個社の事業継続力強化計画に係る認定申請書作成支援
- ・防災備品（懐中電灯、スコップ、警備棒、コーン・安全バー、ブルーシート等）を常備
- ・中小企業基盤整備機構が実施する中小企業支援担当者研修専門研修「BCP作成支援の進め方」を受講（平成25年7月・経営指導員1名）
- ・いちき串木野市防災会議委員
- ・「いちき串木野市地域防災計画」の備付（製本1部を特定場所に保管）
- ・小冊子「中小・小規模業でもできるBCP策定（事業継続計画）基本事項とプロセス」を市内事業所等に配布した。

【③市来商工会の取組】

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知・案内
 - ・鹿児島県火災共済協同組合と連携し、会員事業所等へ損害保険への加入促進を行った。
 - ・東京海上日動火災保険㈱鹿児島支店及び保険代理店との連携（個社支援等）
 - ・個社の事業継続力強化計画に係る認定申請書作成支援（令和7年11月30日迄 1件申請・認定）
 - ・津波・水害を想定した電子機器の高所設置（ファイルサーバー、ネットワーク機器）

II 課題

- ・いちき串木野市地域防災計画で定めた緊急時の役割・取組はあるが、被害情報等の連携・協力体制がマニュアル等で整備されていない。
- ・平時及び緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・小規模事業者へのBCPへの認知及び策定が進んでいない。
- ・感染症対策において、業種別ガイドラインの周知や感染症予防対策の支援・情報発信は行っているが、まだ十分に浸透していない状況である。
- ・リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要であるが、保険・共済等に関する助言を行える経営指導員等の職員が不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定による事前対策の必要性を周知する。
- ・ミーティングや知識習得による経営指導員等の資質向上を図り、支援体制の強化に努める。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会議所・商工会といちき串木野市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（クラスター等）には速やかに対応できるよう、組織体制の整備、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当商工会議所・当商工会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈事前の対策〉

【①小規模事業者に対する災害リスクの周知】

〈自然災害等の場合〉

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を回避・軽減するための取組や対策（事業休業の備え、水災補償等の損害保険・共済加入等によるリスク転嫁、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や当市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスクマネジメントの必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画の認定等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。

〈感染症等の場合〉

- ・新型インフルエンザ等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染症の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正確な情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応できるように周知する。
- ・新型インフルエンザ等の感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

〈災害リスクの周知に関する目標〉

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・事業者BCP策定件数	5件	5件	5件	5件	5件
・専門家派遣回数	2件	2件	2件	2件	2件
・セミナー開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

【②商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成】

- ・いちき串木野商工会議所は、令和2年に事業継続計画を作成（令和7年12月更新）
- ・市来商工会は、令和2年に事業継続計画を作成（令和7年12月更新）

【③関係団体等との連携】

- ・連携協定を結ぶ鹿児島県火災共済協同組合、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社鹿児島支社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

【④フォローアップ及び事業の評価】

《小規模事業者BCP等の取組状況の確認について》

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数	5件	5件	5件	5件	5件

【⑤当該計画に係る訓練の実施】

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へと連絡する。

【①応急対策の実施可否の確認】

《自然災害等の場合》（※想定被害：地震・津波／豪雨・台風による風水害等）

- ・発災後速やかに（2時間以内に）職員（同居等の家族を含む）の安否確認・報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等の確認／グループライン等を活用し効率的に行う。）
- ・発災後3時間以内には、商工会議所・商工会と市との間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとする。

《感染症等の場合》

- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、県及び当市における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。
- ・業務縮小の必要性が生じた場合は、優先度の高い重要業務のみ継続するなど流行の度合いによって段階的に判断する。（パンデミック初期1週間程度で業務量を調整、感染拡大状況を確認しながら業務縮小を継続する。（1～3ヶ月程度））

【②応急対策の方針決定】

《自然災害等の場合》（※想定被害：地震・津波／豪雨・台風による風水害等）

- ・商工会議所・商工会と市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる場合は出勤をせず、職員自身がまず命を守る行動をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。（発災当日）

『応急対策本部（相談窓口）設置の復旧目標時間等』

「事務所建物に被害なし」の場合…発災後速やかに設置（目標時間：24時間以内）

「建物が倒壊及び水没等」の場合…安全が確認できた場所に設置（目標時間：48時間以内）

「津波及び洪水等により事務所一帯が（広域的に）壊滅的被害を受けた」場合…安全が確認できた場所に設置（目標時間：3日以内）

大きな被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
 ・本計画により、当商工会議所・商工会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する（9時・13時・17時）
1週間～2週間	1日に2回共有する（13時・17時）
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する（17時）
1ヵ月以降	月・水・金の週3回共有する（17時）

- ・商工会議所（専務理事兼事務局長）⇔市水産商工課（課長または課長補佐）
- ・商工会（指定職員）⇔市水産商工課（課長または課長補佐）
- ・商工会議所（相談所長）⇔商工会（指定職員）

《感染症等の場合》

- ・必要な情報の把握と発信を行い、交代勤務等導入による体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

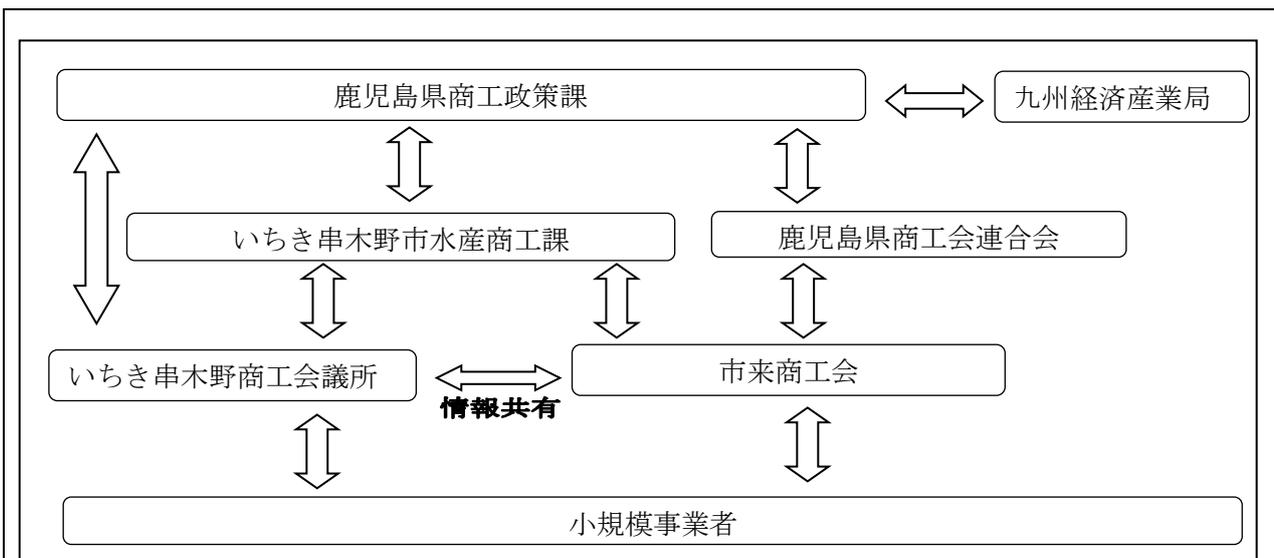
- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・商工会議所・商工会と市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・被害状況を県が指定する様式①に記載し、当商工会議所及び当商工会より（県商工会連合会を通じて）それぞれ県商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、商工会議所・商工会と市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて、それぞれ鹿児島県へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：danta@pref.kagoshima.lg.jp）
 令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
 電話番号：
 メールアドレス：

被害合計金額

事業所名	住所	業種 得意業	従業員数 得意業	被害額 得意業の再建に 必要な額 （百万円未満は 0と記載）	【被害額内訳】 単位：千円				被害状況 得意業 被害状況がわかる内容があれば、
					土地 （建床土砂除却 費・敷地費） （得意業得意業に 関係）	建物 （得意業得意業に 関係）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、いちき串木野市と相談する。
(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

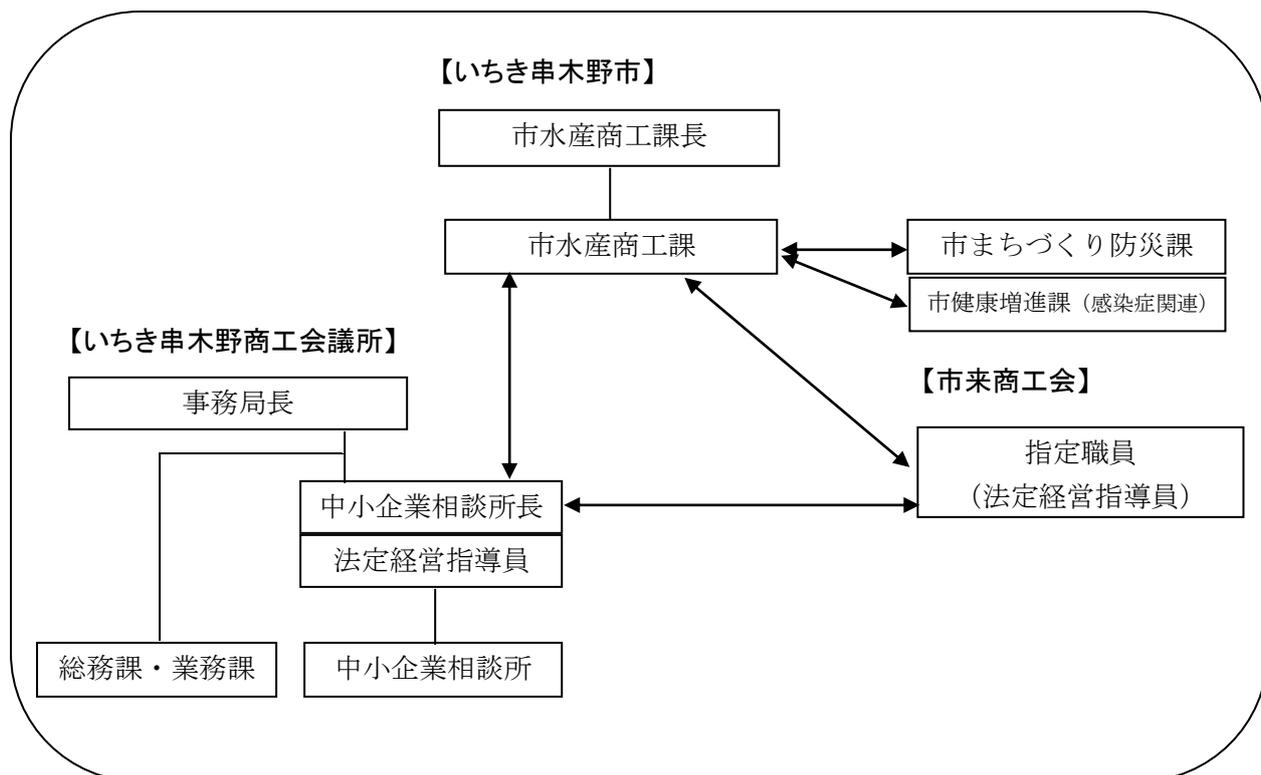
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先（連絡先は後述（3）参照）

法定経営指導員 内田 直樹（いちき串木野商工会議所）

法定経営指導員 基 喜夫（市来商工会）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）
- ・「いちき串木野市事業継続力強化支援協議会」を年1回開催し、状況確認や改善点等を協議する。また、当支援計画の内容について、変更や改善の必要が生じた場合は、随時当協議会を開催し対策を講じる。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①いちき串木野商工会議所 中小企業相談所

〒896 - 0015

鹿児島県いちき串木野市旭町 178 番地

TEL : 0996 - 32 - 2049 FAX : 0996 - 32 - 9891

MAIL : info@ikcci.jp

②市来商工会

〒899 - 2101

鹿児島県いちき串木野市湊町 1 丁目 254 番地

TEL : 0996 - 36 - 2145 FAX : 0996 - 36 - 2189

MAIL : ichiki-s@kashoren.or.jp

③関係市町村

いちき串木野市役所水産商工課

〒896 - 8601

鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1

TEL : 0996 - 32 - 3111 (直通 : 0996 - 33 - 5638) ・ FAX : 0996 - 32 - 3124

MAIL : shokan1@city.ichikikushikino.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災備品購入費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、いちき串木野市補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4) 事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
①鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正 芳史 住所：鹿児島市城山町1番24号 鹿児島県中小企業会館3階 TEL：099-225-4218 ②あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 鹿児島支店長 河合 正樹 住所：鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル5階 TEL:050-3461-1045
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 ・自然災害及び感染症等によるリスクや損害を軽減するため、小規模事業者が抱えるリスクを把握し、BCP策定支援、巡回指導やセミナーによるリスクファイナンス等の普及啓発を行い、平時におけるBCPへの意識醸成と緊急時の対応・行動指針の周知徹底を図る。 ①BCP策定セミナーの開催 ②BCP関連の損害保険の周知 ③防災・減災対策に関するアンケート調査の実施 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ速やかに保険金請求手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
①鹿児島県火災共済協同組合 ・小規模事業者等の財務状況や想定するリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報提供及び当該小規模事業者にあった保険・共済商品の提案 ・災害時の顧客リストの情報提供及び保険金・共済金請求手続き・支払い等 ②あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ・セミナーの企画・運営・講師の派遣 ・損害保険加入に関する相談、加入推奨 ・管内企業の巡回とアンケート調査票の回収 ※当商工会議所・商工会の同社保険代理店が事業実施に全面的に協力する
連携体制図等